公益財団法人　日本通運育英会

日本通運 交通遺児等支援奨学金 募集のご案内

募集対象

交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が交通事故が原因で重度の心身障害を負った方
あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方に奨学金を給付しています

概要

1. 奨学金の種類　給付型（返済不要）
2. 応募資格（詳細は募集要項をご確認ください）
   ①交通事故により保護者等を失った方、又は保護者等が交通事故により
   　重度の心身障害を負った方
   ②学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方
   ③上記が原因で、経済的に修学が困難な方（家計収入基準があります）
   ④申し込み年度の 4 月現在、4 年制又は 6 年制大学に通う、18 歳以上 25 歳以下である方
   ⑤学術優秀、品行方正で勉強意欲のある方
3. 奨学金の金額と給付期間
   月額 3 万円（年額 36 万円）を正規の最短修学期間給付します
4. 選考および採用
   選考は応募された書類により選考します（採用人数は 20 名）
   なお、高校在学中の予約採用は行っておりません
5. 他の奨学金を受けていても申請でき、また大学卒業後の進路には制約がありません

♦公益財団法人　日本通運育英会
当財団のホームページより
詳しい応募方法をご確認ください。

日本通運育英会　検索
http://www.nittsu-ikueikai.or.jp

当財団について

1961 年に、経済的理由により修学が困難な方に学資の貸与を行い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として設立され、2013 年に公益財団法人に移行しました。
2021 年度からは新たな給付型奨学資金制度を開始し、より一層の社会貢献を続けております。

ご寄附のお願い

当財団では奨学育英事業の運営にあたって、皆様方からいただいたご寄附をもとに活動を続けております。
今後も一人でも多くの交通遺児等の方を支援していくため、是非とも皆様方の暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当財団は、2013 年に公益認定を受け、特定公益増進法人となっておりますので、ご寄附をいただきました場合は税法上の各種優遇措置を受けることが可能です。

個人の方	所得税の所得控除 住民税の控除（自治体が条例で制定している地城にお住いの方のみ） 相続税の控除（相続または遺贈財産をご寄附いただいた場合）
法人の方	寄附金の損金算入が利用できます。
お申込み	当財団の事務局にお電話でお申し込みください。 (03) 5801-1198

お問い合わせ

〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 2 番地　日本通運株式会社人財戦略部内
TEL(03) 5801-1198　　FAX(03) 5801-1989
nittsu-ikueikai@nipponexpress.com

◆公益財団法人　日本通運育英会
当財団のホームページより
詳しい応募方法をご確認ください。

日本通運育英会　検索
http://www.nittsu-ikueikai.or.jp